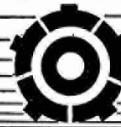


広報



ごじょうめ

発行 五城目町役場 0188(6)2100(6)
 秋田県五城目町上樋口字向川原
 018-17 12ブロック2ロット
 編集 文書広報課
 印刷 湖東印刷所 0188(6)2430
 毎月1日・15日発行 一部 35円



移転作業は好天に恵まれて順調に進みました

(お広報紙中にある写真を欲しい方には)

さようなら老庁舎

校舎を利用して24年

新庁舎への大移動は二十四日で完了
 二十五日の月曜日からは、真新しい庁舎で役場業務を行っています。

役場新庁舎への移転作業は、十月二十四日で完了し、
 ことから始められました。書庫の中の書類はダンボーパーク箱で五百個ちかくあり、五トン積の大型トラックで四往復もしなければなりませんでした。また、当日はあいにくの豪雨で、役場職員二十五人が勤務されました。が、作業は一日がかりの大変なものでした。

天候が悪かったのはこの日一日だけで、翌日二十一日からは好天に恵まれ、作業は順調に進みました。各課室ごとに、執務に支障のない書類や器具、書庫などから運ばれました。書類や小さな器具などは、ダンボーパーク箱につめ、運搬しやすいように工夫されました。職員たちは自家用の軽トラックを調達し、公用車と両方で新庁舎間を何かいとなく往復しました。新庁舎の玄関前は積荷をおろす車でいっぱいになり、新庁舎前の道路は順番を待つ車が列をつくるほどでした。

土曜日の二十三日には机やいすも運ばれ、午前中で移転作業はほとんど終了しました。午後四時には庁舎の第一会議室に職員全員が集まり、閉庁式が行われました。

加賀谷町長が「飛ぶ鳥後を濁さずといいます。この言葉の意味をよく考え、もう一度自分の使用した部屋、道具などを見まわしてください」といさつ。乾杯の後、全員で「螢の光」を歌って住みなれた老庁舎に別れを告げました。

五力町村合併後の歴史を秘めて

この庁舎は、昭和二十四年に中学校校舎として建てられたものです。窓口事務などを行っていた執務室はさらに古く、明治三十八年に建てられた小学校の体操場を、中学校に移転して使用していたものです。昭和三十四年、広ヶ野に統合中学校が新築されたのを機会に、役場庁舎は旧五城目町役場からこの旧中学校校舎に暫定的に移されました。

この移転によって、五力町村合併後の大きくなつた役場機構が、広い庁舎に収まることができたのです。それから二十数年、庁舎の老朽化は著しく、建物の維持管理は限界にきていました。中学校校舎から役場庁舎として第二の使命についたこの建物は、町発展の歴史を見とどけて、その任を去りました。

役場新庁舎

役場新庁舎は、事務能率、町民サービス、省エネルギーを重視した設計になっています。

新庁舎は地上四階、地下一階の建物で、執務室は関連する部門を同一階に配置し、効率よく事務処理ができるようになっています。

さらに、執務室の隣りには文書の書庫室があり、事務能率の向上と、書類の整理整頓を図っています。

一階には、町内のみなさんが最

税務課、社会福祉協議会などを配
置してあります。また、一階の談
話室には応接セットを備え付けて
あり、町内ののみなさんがゆづくり
休憩できるようになっています。
体の不自由な人のために、一階
と三階には車イス用トイレがあり
ます。エレベーターは、車イスの利
用人や目の不自由な人も安心して利
用できます。

省エネ対策として、室内の暖かい空気を三〇%^節再利用できる換気装置を導入しました。また、戸舎の構造は、採光、通風を考慮した設計になっています。

さらに木材の町にふさわしいように床、内壁、手すりなどには町内県内産の木材を使用しており、新たに導入しました事務机はすべて木製で、町内の業者が製作したものです。

使用材 正 庁	(五〇八・一三坪) ナラ材(床)
受容能力はイスだけの 場合二百六十人、テー ブルを使用した場合百 八十人。	
▽三 階	
床面積	一七四四・一四平方尺 (五二七・六〇坪)
使用材	カバ材(床)
▽四 階	
床面積	二〇六五・八八平方尺 (六二四・九三坪)
使用材	ケヤキ材(床)
食 堂	だれでも使用でき、市 街地を一望できます。 机を使用した場合九 大会議室 十人を収容できます。

三部屋に区切って使田することもできます。傍聴席を四十席固定とし、さらに二十席設けられます。

日宿事務は管理人室で
 庁舎の正面玄関は朝七時半に開放され、午後六時に閉鎖されます。早朝や夜間は、管理人室のある西棟の入口を利用することになります。

土曜日の午後あるいは休日は、職員を一名配置し、管理人室で直事務にあたります。出生、死亡、婚姻届けなどで役場にご用のある場合は、西棟の入口を通って管理人室においてください。

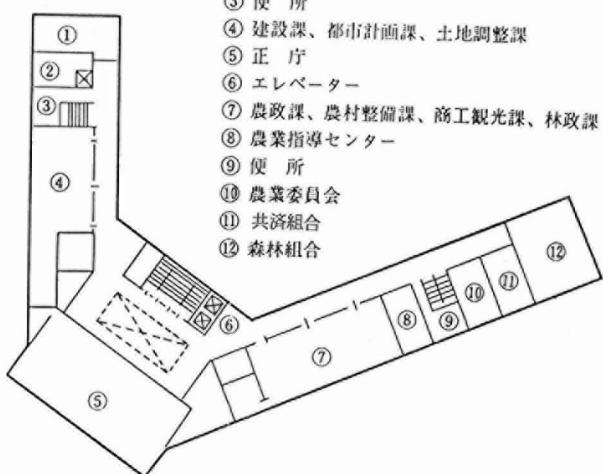
夜間の職員宿直は廃止され、管理人が宿直にあたります。

火災予防のため次のことを守つてください。

1階案内図



2階案内図



火の用心

火の用心

11月7日～13日 火災予防運動

十一月七日から十三日まで、全
県一斉に秋の火災予防運動が行わ

れます。

これからは田ごとに寒くなり、

す。この運動は、町内のみなさん

一人ひとりから防火意識の向上を

図り、悲惨な焼死事故や貴重な財

産の損失を防ぐことを目的に展開されます。

運動期間中、消防署員と消防団

員が予防査察（火の元検査）や立

入検査などを行います。火の元検

査は町内全家庭について行い、火氣使用器具の取扱い、や設置状態など

どを検査し、不備欠陥の場合は正

しい取扱い方法を指導します。

また、特殊な建物については消防署の予防係が査察を行います。

日宿事務は管理人室で
 庁舎の正面玄関は朝七時半に開放され、午後六時に閉鎖されます。
 午朝や夜間は、管理人室のある西棟の入口を利用してすることになります。
 土曜日の午後あるいは休日は、
 職員を一名配置し、管理人室で日常事務にあたります。出生、死亡、
 婚姻届けなどで役場にご利用のある場合は、西棟の入口を通って管理人室においでください。
 夜間の職員宿直は廃止され、管理人が宿直にあたります。

消火器の訪問販売に関するトランプを防ぐためには、消火器についてある程度の知識が必要です。次に、一、二、三の例を示しますので、消火器を購入する時や、更新、詰め替えの場合の参考にしてください。

問：消防署員が消火器点検で巡回していますか。

火器には適用対象を示す白色（一般のもの）、いと黒れども青色（電気火災）、黄色（油火災）、一般火災）、青色（電気火災）のラベルがついています。また、國家検定シールの有無、製造年月をよく確認してください。一般家庭用としては4型またはそれ以上の型が適当です。

なお、消火器を購入あるいは詰め替えの場合は、信用できる販売店を利用し、その後の点検や薬剤の交換も話し合っておいてください。

△ご存じですか

不當販売に注意

十月一日号の「広報こじょうめ」に、消火器の訪問販売について掲載し、町内のみなさんの注意を促しましたが、この一ヶ月間で消防署へ数件の苦情がありました。

答：法的な義務はありませんが、

答：種類としては「粉末」「強化液」「あわ型消火器」の三種類がありますので、設置場所および用途によって選択してください。

一般家庭では、木材や油、電気の各火災に効力のある粉末式のものばかりと思われます。消

答：粉末消火器（薬剤等）の耐用年数は、おおむね五年を基準に点検するよう決められています。しかし、設置場所の条件によって変わります。特に湿気のある所には設置しないようにしてください。

3階案内図



4階案内図



かく生前の言葉

五城目草薙 草創と変遷

を建設する計画もあつたが実現に至らなかつた。現在は在来の設備を利用して手加工の高度な技術を生かした総桐たんすや、秋田天然杉の家具、櫻(けやき)の手作りの家具などを作つており、ある一部業者は販売業に転換したり、欄間や書院障子の透彫りなどで命脈を保つてゐる。

主流にのし上り、全国各地の人々の生産地図を塗り替えてしまった。五城目信用金庫は預託してもらつた。本町でも昭和二十八年ころまでは、板組のたんすも生産された。しかし、たんす生産の革命の襲来で、設備の貧弱な資本の少ない業者は太刀打ちができず、現在も組合員が低利な資金を工业企业として近代化の新工場用している。

い、信用金庫では荒川事務員をたんす組合では長谷川小四郎を検査員に嘱託して対物融資をうけた。それが端緒となり、五城目町でも木工振興資金を設定し

を転換したり、資本の持てる会社は木工機械の施設を増強して フラッシュ構造のたんすを製造するや、大量に安価にできるとともに、道路の整備によるトラック輸送の利便と相まって、全国的な商品となり、本県にも押し寄せてきた。しかし、当初は木枠の両面にベニヤ板を貼った、使い捨てのようなたんすは永続しないだろうと、腕に自信のある当町の業者は蔑視しておった。それが終戦後の国民の軽薄な風潮に迎合し、またたく間に資することに決めた。

家具木工振興資金の融資制度 昭和三十三年、当時の小畑知事は、県内各地区から十名の家具メーカーの代表者を集め、本県家具の振興策を諮問した。その際、石井金之助が、五城目の際、夏場の閑散期のつなぎ資金が欲しい希望を述べたら、知事は県で一千万円を金融機関に預託するから、その五倍を低利で利用すること、差し当り五城目へはその半分を割り当て、残りは各地区の申し込みにより融資することに決めた。

無リン洗剤は

洗濯機にぬるま湯を入れ



大川・舟付場団地を分譲

五城目町開発公社

町の開発公社では、役場庁舎新築落成を記念して、大川舟付場団地二十九区画の分譲を行います。分譲地の申し込みは十一月五日から受け付け、同日午前十時から現地説明があります。

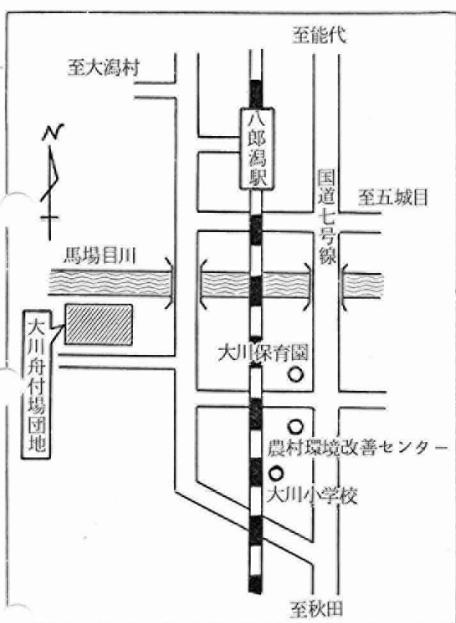
分譲地は、大川の本通りから西下川原地内です。閑静で自然環境に恵まれ、交通の便もよく、国鉄八郎潟駅へ徒歩十分、中央交通のバス停、商店街へは徒歩二分とい

うところです。大川保育園と大川小学校へは徒歩十二分、五城目第一中学校へバスで二十分、県立五城目高等学校へバス十分となっています。分譲地内は、上水道が引き込まれおり、排水路はU字溝で整備しております。遊園地一ヵ所、防火槽も設置しており、幅員六メートルの舗装道路で区画整理されています。私道を設ける必要はありません。

区画図



現地案内図



【分譲地の概要】

- 所在地 大川字下川原三六の一ほか地域 都市計画区域外
- 販売面積 建ぺい率 七〇%
- 最大 四二五平方㍍ (一二八坪)
- 最小 三五七平方㍍ (八〇坪)
- 合計 二十九区画
- 販売価格 (三・三平方㍍当たり) 四万五千円 二十一区画
- 最小 四万三千円 八区画
- 一区画の面積価格 最高四二五平方㍍ (一二八坪)
- 五七九万円 二六七平方㍍ (八〇坪)
- 最大 三六五万円

申し込み先 財團法人 五城目町開発公社 52-2100

指標として活用されることを期待しているものです。詳細は役場企画調整課にお問い合わせください。

町内の標準地価を公表

上町一平方㍍七万二千五百円

県では、国土利用計画法に基づいて、毎年七月一日現在の基準地

(四二二地点) の標準価格を判定し公表していますが、昭和五十七年度の五城目町関係分は次のとおり公表されました。

当町の基準地は六ヵ所あり住宅地は、東磯ノ目町、新畠町、上田町、築地町、商業地は小池町、準工業地は雀館となっています。

なお、国土利用計画法の規定により一定面積(都市計画区域、五千平方㍍)都市計画区域以外の区域一万平方㍍)以上の土地売買等の契約を締結しようとする場合はあらかじめ、町長を経由して知事に利用目的と売買予定価格等を届け出ることになっています。この場合に、標準価格が、売買予定価格の適否の判断基準とされます。

また、一般の土地取引き価格の指標として活用されることを期待しているものです。詳細は役場企画調整課にお問い合わせください。

町内基準地における標準価格

利用種目	所 在	1㎡当たりの価格	S57年	前年比
住 宅 地	五城目町上樋口字向川原424	18,000円	新基準地	
"	字七倉123-38	14,200	6.4%	
"	富津内下山内字下川原37-3	7,650	4.9	
"	字稻荷前53-2	12,800	5.6	
商 業 地	字上町60	72,500	新基準地	
準 工 业 地	高崎字里下18	7,100	5.0	

税務情報

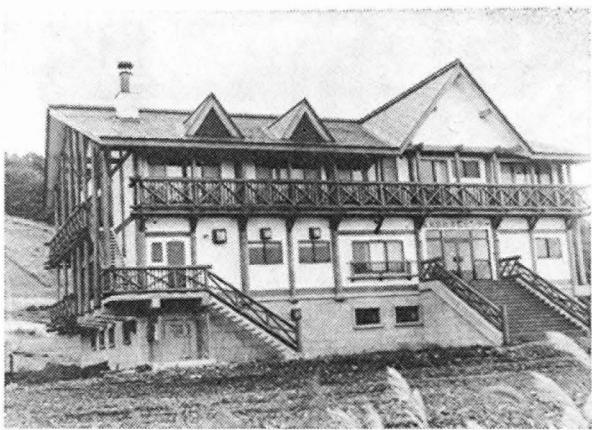
納税強調月間

11月1日～11月30日
11月は、固定資産税と
国保税の納期

強調月間です。
十一月一日から三十日まで納税

組合連合会のキャラバン隊が町内を巡回し、納税完納を呼びかけ、町内のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

十一月は、固定資産税(四期)と国民健康保険税(三期)の納期です。納期内納付にご協力ください。



恋地地区に完成した休養センター

愛称	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>
年齢	<input type="text"/>
性別	<input type="text"/>
職業	<input type="text"/>
(うら)	
応募要領	

〒018-17
五城目町上越口字向川原
12ブロック2ロット
五城目町役場産業部農政課行
(おもて)

①募集中
11月1日から11月15日まで

五城目町休養センターの愛称を町内のみなさんから募集することになりました。五城目町休養センターは、今年六月三十日、馬場目恋地地区に完成し、屋外も十一月中には整備され、十二月にオープンする予定です。この施設は、集会、娯楽、宿泊研修を目的として建設されたもので、太平山県立自然公園、恋地国設スキーキー場などを背景とした観光と町づくりの拠点として、広く利用されるよう町内のみなさんや近隣市町村にも親しまれる愛称を募集します。

▼応募要領
(例) 恋地山莊

愛称を募集します

五城目町休養センター

(郵送の場合、11月15日消印まで有効)

ご来庁の際はご応募くださいますようお願いします。

②応募方法

官制はがきに、左の要領でご記入のうえ投函してください。

③審査

五城目町役場部長会議で審査します。

④発表

入選された方には、町広報紙上に発表し、記念品として薄謝を贈ります。

⑤その他

愛称募集について、ご不明な点がありましたら、役場産業部農政課までお問合せ願います。
(電) 52-2100 内線 22 12 伊藤

助産費を十万円
葬祭費を五万円に支給額改正
国保の被保険者が出産したときに支給される助産費と、国保の加入者が死亡したときに支給される葬祭費の金額がそれぞれ引き上げられました。

助産費 一件につき 十万円
葬祭費 五万円
となり、十月一日発生分から適用しております。

国保の窓

カメラリポート

タイで五城目番楽披露

山内・中村・西野から13人



表彰状を携えて助役を訪れた佐藤さん(左)

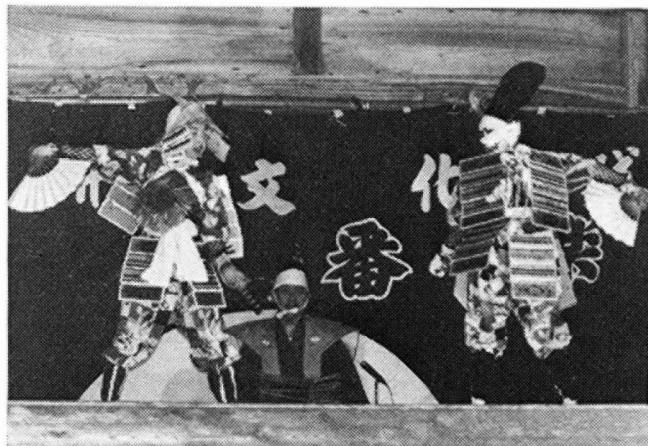
佐藤さんに法務大臣表彰

人権擁護委員として20年

これは多年にわたって人権擁護委員として、国民の人権擁護と人権思想の普及に貢献したことが認められたものです。佐藤さんは昭和三十八年から人権擁護委員を勤め、今年で二十年になります。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するもので、全国に約一万一千人おります。今回表彰されたのは全国で八十人、秋田県から二人でした。佐藤さんは「法務省で法務大臣から表彰状を直接手渡され、感激しました。今後、なお一層がんばりたいと思います」と表彰を受けた喜びを語っていました。

五城目番楽が、タイのバンコクで日本芸能として披露されます。五城目番楽は、タイ国、ラタナコーシン王朝二百年祭に、同日本委員会の呼びかけに応じて出演するものです。一行は山内番楽四人、西野五人、中村四人の十三人です。日本からは五城目番楽のはかに、岩手県・大乗神楽、新潟県・文弥人形、ちとせんとん、熊本県・吉原岩戸神楽も参加し、総勢六十九人となっています。

五城目番楽の一行は、十一月九日の夜行で八郎潟を出発し、翌日、成田からバンコクに向けて飛びたくなります。披露公演は十二日ですが、十四日に帰国し、十五日朝に八郎潟に致着する予定です。



日本芸能として披露される五城目番楽

人権擁護委員の佐藤勝太郎さん

が、十月二十一日、坂田法務大臣から表彰されました。

11月7日～13日 秋の火災予防運動



お知らせ

秋の大掃除

立入り指導は5日から

秋期大掃除の立入り指導が、次
の日程で行われますので、各家庭
ではその前に掃除を完了している
ようにお願いします。

▼日 程
11月5日 富津内



誕生

おめでとう

ござります

おめでとう

ござります

浦横町	烟町	寺庭	石井	猪瀬	雅紀	嘉代子
久雄	諫訪	町村	斎藤	保	正志	ひとみ
斎藤	照夫	正寿	裕子	仁	9、19	9、18
雅美	文子	9、20	二男	長男	9、19	9、18
					9、11	9、11

紀久栄町	古川町	希望ヶ丘	佐々木敏江	下山内	小林	和也
善春	芳明	尾形	忠光	仲町	啓悦	良子
厚子	譲	優	利子	佐藤	史海	9、25
	10、13	10、8	10、3	新畑町	渡邊	9、27
	10、13	10、8	10、3	樋口	猿田	9、28

昭和57年11月19日から毎月第1と第3金曜日午後7時半から9時まで	昭和57年11月19日から毎月第1と第3金曜日午後7時半から9時まで	昭和57年11月19日から毎月第1と第3金曜日午後7時半から9時まで
△場 所 町民センター	△場 所 町民センター	△場 所 町民センター
会員を募集しています。	会員を募集しています。	会員を募集しています。
初心者にかかわらず、だれでも入	初心者にかかわらず、だれでも入	初心者にかかわらず、だれでも入
会できます。入会は会場において	会できます。入会は会場において	会できます。入会は会場において
随时受け付けます。	随时受け付けます。	随时受け付けます。
練習会の日程などは次のとおり	練習会の日程などは次のとおり	練習会の日程などは次のとおり
です。	です。	です。

※身体障害者手帳をもつてある方は、手帳を持参してください。

只今好評販売中

便利な手帳 一冊三百円

昭和五十八年用

秋田県民手帳

【主な内容】

県のシンボル・県民の歌・県

民歌・七曜表・主な行事と節

日記・郷土の歳時記

市町村の主要統計・都道府県の

主要統計

△資料編

全国からみた秋田県の地位

市町村の主要統計・都道府県の

主要統計

△対象編

昭和五十八年用

秋田県民手帳

△主な内容

只今好評販売中

便利な手帳 一冊三百円

昭和五十八年用